

○武蔵野大学通信教育部任期制専任教員規程

(平成14年 3月15日)

改正 平成15年 3月27日 平成16年12月 8日
平成21年 4月 1日 平成23年 5月24日
平成24年 9月28日 平成25年 4月 1日
平成26年 4月 1日 令和 6年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、大学教員等の任期に関する法律第5条及び武蔵野大学文学部、グローバル学部、法学部、経済学部、経営学部、データサイエンス学部、人間科学部、ウェルビーイング学部、工学部及び教育学部教員就業規則第7条第2項に基づき、通信教育部の任期制教員に関する事項を定めることを目的とする。

(任期)

第2条 任期は3年以内とする。ただし、労働基準法第14条第1項第1号に定める博士の学位を有する者等については、任期5年以内とすることがある。

2 前項の任期は、更新することができる。ただし、労働契約法第18条に定める通算契約期間（非常勤を含む）が10年を超えないものとする。また、任期更新は、定年制の大学専任教員の定年年齢である満65歳に達した日の属する年度の末日までとする。

3 任期中又は任期満了後に本人の同意を得て定年制に移行する場合がある。

4 任期更新又は定年制移行の判断については、次の基準を総合判断してその可否を決定する。

(1) 教育・研究組織又は教育課程の改編等により判断する。

(2) 任期中の教育・研究の業績により判断する。

(3) 任期中の勤務成績、態度又は職務能力向上の見込みにより判断する。

(4) 学校法人の経営状態により判断する。

5 任期を更新しない場合は、少なくとも任期満了する日の30日前までに予告する。

(給与賞与)

第3条 給与賞与は、別に定める。

(退職金)

第4条 退職金については、学校法人武蔵野大学専任教職員退職金支給規程を準用する。

(福利厚生等)

第5条 私学共済、労災保険及び雇用保険は、加入する。

(職務)

第6条 職務内容は、通信授業及び面接授業は3科目以上担当するものとする。

2 面接授業、チューター業務及び定期的業務連絡を除き、出勤義務は免除する。

ただし、前項にかかわらず、学院管理職の業務命令により、出校させることができるものとする。

(就業規則)

第7条 第3条から第6条に定める以外の就業条件については、武蔵野大学文学部、グローバル学部、法学部、経済学部、経営学部、データサイエンス学部、人間科学部、ウェルビーイング学部、工学部及び教育学部教員就業規則を準用するものとする。

(研究費)

第8条 研究費は、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (規程名、第1条改正)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、この規程施行の前日に在職し、改正前の本規程の適用を受けていた者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月24日から施行し、平成23年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成24年9月28日から施行し、退職金の算定期間の始期は任用の日の属する月からとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 第2条第2項に定める労働契約は、平成25年4月1日以降の契約から適用する。

附 則（武蔵野大学文学部、グローバル学部、法学部、経済学部、経営学部、データサイエンス学部、人間科学部、ウェルビーイング学部、工学部及び教育学部教員就業規則改正による改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。